

平成 18 年 3 月 29 日

各 位

株式会社 埼玉りそな銀行

「中心市街地活性化事業」推進に係る商工会議所・商工会等との相互協力協定の締結について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 利根 忠博）は、地域経済活性化への取組みの一環として、さいたま商工会議所をはじめ、商工会議所 7 団体、商工会 2 団体、事業法人 1 社と、「中心市街地活性化事業」の推進に関して相互協力することで合意し、協定を締結いたしました。

本協定の締結により、当社の持つ金融機能や地域情報、県内ネットワークの他、グループ会社のコンサルティング機能等を活かし、地域の商工団体等と連携して中心市街地の活性化事業を推進し、地域経済の活性化に寄与してまいります。

当社は、平成 15 年 3 月の営業開始以来、「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」を目指しており、そのためには県内各地域、地方公共団体や地元経済団体等とこれまで以上に幅広く強固なリレーションを構築していくことが重要であると考えております。今後も、地域経済の活性化や「まちづくり」など、地域と一体となった取組みを積極的に推進し、地域の皆さまのさまざまなニーズにお応えしていく考えです。

なお、今般の相互協力協定は、当社が昨年 8 月に策定・公表いたしました「地域密着型金融推進計画」にも対応するものであり、今後も他の「中心市街地活性化事業」を推進する団体との協定締結を進め、県内各地の中心市街地の活性化推進に積極的に取り組んでまいります。

【今回協定を締結した団体】

さいたま商工会議所、川口商工会議所、熊谷商工会議所、秩父商工会議所、深谷商工会議所、蕨商工会議所、春日部商工会議所、妻沼町商工会、幸手市商工会
株式会社ティーエムオーみやしろ

【本協定の主な内容】

- (1) 商工会議所・商工会等と当社が相互に協力して中心市街地活性化事業の推進にあたります。
- (2) 商工会議所・商工会等の中心市街地活性化事業推進に対し、当社グループ会社のコンサルティング機能等をご提供いたします。
- (3) 中心市街地活性化事業の推進者に対し、国・県・市等の補助金交付までの繋ぎ資金の融資に積極的に対応いたします。

中心市街地の活性化事業の主たるものとしては「TMO(Town Management Organization)事業」があります。

この「TMO 事業」とは、平成 10 年 6 月に制定された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づく、中心市街地の活性化のための事業で、国や県、市町村が様々な支援・補助を実施するものです。

以 上